

住宅用防災機器の設備及び維持に関する基準の特例

平成18年6月1日

消防局告示第1号

改正 平成26年4月1日消防局告示第1号

衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第25号。以下「条例」という。）第38条の6に規定する基準の特例を下記のとおり定める。

記

- 1 消防法令の想定していないような高性能を有する特殊な警報設備や消火設備等が設置及び維持されている場合
- 2 碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の助成事業等により、既に住宅用火災警報器と概ね同等の性能を有する住宅用防災警報器等又はこれに類する機器が設置及び維持されている場合（条例第38条の3第1項第1号に定められた住宅の部分に設置されている場合に限る。）
- 3 火災感知及び警報機能を有するホームセキュリティシステムが設置及び維持されている場合
- 4 共同住宅の特例基準（「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和61年12月5日付け消防予第170号）及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成7年10月5日付け消防予第220号））に定める共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備又は共同住宅用スプリンクラー設備が設置及び維持されている場合
- 5 条例第38条の3第1項第6号に定める住宅の部分に設置する住宅用防災警報器等が、通常の調理時の煙等により誤作動を生じるおそれのある場合又はその機能に支障をきたすおそれのある場合は、「台所等における住警器等の設置及び維持の指導要領並びに定温式住宅用防災警報器の設置及び維持に係るガイドラインについて（平成25年6月26日付け消防予第257号）」に定める基準により定温式住宅用火災警報器を設置及び維持している場合